

呉市請負工事等検査規程

(趣旨)

第1条 工事の請負契約の履行の確認(工事の中途において行う確認を含む。)をするために行う検査(以下「工事検査」という。)及び委託業務(測量,建設コンサルタント業務,ボーリング等に関する委託業務をいう。以下同じ。)履行の確認(業務の中途において行う確認を含む。)をするために行う検査(以下「業務検査」という。)については,法令その他別に定めがあるもののほか,この規程の定めるところによる。

(工事検査の種類)

第2条 工事検査の種類は,次に掲げるとおりとする。

- (1) 完成検査 工事の完成を確認するための検査
- (2) 出来形検査 工事の中途において部分払等代金の支払をするに当たって出来形部分を確認するための検査
- (3) 中間検査 工事の中途において施工状況,出来形部分及び出来栄を確認するための検査(前号に該当するものを除く。)
- (4) 随時検査 工事の中途において施工状況を確認するための検査

(工事検査の体制)

第3条 工事検査は,次に掲げる職員のうちから,次条の規定により,工事検査業務を厳正かつ的確に行うことができると認められる職員として指定された者(以下「検査員」という。)が行う。

- (1) 技術監理室に勤務する職員のうち次に掲げる者
 - ア 室長
 - イ 主幹
 - ウ 課長補佐
 - エ 専門員
 - オ 定年前再任用短時間勤務職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。)のうち,土木技術,建築技術,電気技術又は機械技術の業務に現に従事している職員
- (2) 工事を担当する部の職員のうち次に掲げる者
 - ア 課長(課内室組織の長を含む。以下同じ。)
 - イ 主幹
 - ウ 課長補佐

エ 専門員

- 2 同一の工事について2人以上の検査員により工事検査を行う必要がある場合においては、それぞれの検査員の工事検査の対象を工事の施工区間若しくは工事の種別等により定め、又はうち1人を総括の検査員（以下「総括検査員」という。）として定めることができる。

（検査員の指定基準）

第4条 検査員は、原則として次の基準により技術監理室長が指定するものとする。

- (1) 請負代金額が250万円以上の工事の工事検査

前条第1項第1号に掲げる職員

- (2) 前号以外の工事検査

前条第1項第2号に掲げる職員

- 2 技術監理室長は、同一の時期に多数の工事検査が競合するときその他必要があると認めるときは、前項の基準にかかわらず、検査員を指定することができる。

- 3 技術監理室長は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、当該工事の監督員を検査員に指定してはならない。

- (1) 工事検査の時期における災害その他異状な事態の発生により、監督員以外の職員を検査員に指定することが困難な場合

- (2) 災害復旧その他維持修繕に関する工事で、当該工事の施工後直ちに行わなければ工事検査が著しく困難な場合

第5条 削除

（工事検査の手続）

第5条の2 工事を担当する課の長（以下「工事担当課長」という。）は、完成検査、出来形検査又は中間検査を受けようとするときは、工事検査依頼書を技術監理室長に提出しなければならない。

- 2 技術監理室長は、前項に規定する依頼書を受けたときは、速やかに工事検査通知書を当該工事担当課長に送付するものとする。

（工事検査の方法）

第6条 工事検査は、全て契約書及び設計図書（図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書）と照合して厳正に行わなければならない。

- 2 工事検査に当たつての技術的基準は、呉市請負工事検査技術基準とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、技術監理室長が別に定める基準とする。

(監督員等の立会)

第7条 工事検査は、受注者のほか、監督員の立会により行うものとする。

2 技術監理室長は、工事検査に特別の技術を要するときその他必要があると認めるときは、その指定する職員又は職員以外の者に当該工事検査の立会を求めることができる。

(必要書類の提出要求等)

第8条 検査員は、工事検査に必要があると認めるときは、受注者及び監督員から必要書類の提出又は説明を求めることができる。

(工事検査の中止等)

第8条の2 検査員は、次の各号のいずれかに該当するときは、工事検査を中止し、直ちにその旨を技術監理室長に報告し、その指示を受けなければならない。

- (1) 受注者又はその代理人若しくは使用人が工事検査の執行を妨害したとき。
- (2) 工事の手直し又は残工事が甚だしく、工事検査を行うに値しないと認められたとき。
- (3) その他工事の施工の結果に重大な欠陥が認められたとき。

第9条 削除

(検査調書の作成等)

第10条 検査員は、工事検査を行ったときは、直ちに所定の様式による検査調書を作成し、技術監理室長に提出しなければならない。

2 1の工事につき二人以上の検査員により工事検査を行った場合の検査調書は、当該検査員の連名で提出するものとし、検査員の担当区別を明示するものとする。

3 技術監理室長は、前2項の規定により提出された検査調書が契約の内容に適合すると認めるときは、速やかに当該検査調書を当該工事担当課長に送付しなければならない。ただし、随時検査に係る検査調書については、この限りでない。

(完成検査の結果不適合の場合の措置)

第11条 検査員は、完成検査の結果不合格と判定したときは、直ちに修補指示調書を作成し、当該検査調書と併せて技術監理室長に提出しなければならない。

2 技術監理室長は、前項の規定により提出された修補指示調書が設計図書等に適合すると認めるときは、直ちに当該修補指示調書を当該検査調書と併せて当該工事担当課長に送付しなければならない。

3 工事担当課長は、前項の規定により提出された修補指示調書に基づき作成した修補指示書を受注者に交付し、当該受注者から修補完了届を受理したときは、直ちに修補完了検査依頼書を技術

監理室長に送付しなければならない。

- 4 技術監理室長は、前項に規定する修補完了検査依頼書を受けたときは、速やかに修補完了検査通知書を当該工事担当課長に送付するものとする。
- 5 検査員は、修補完了を認めたときは、直ちに修補完了検査調書を作成し、技術監理室長に提出しなければならない。
- 6 技術監理室長は、前項の規定により提出された修補完了検査調書が設計図書等に適合すると認めたときは、速やかに当該修補完了検査調書を当該工事担当課長に送付しなければならない。

(検査結果の通知)

第11条の2 技術監理室長は、第10条第3項又は前条第6項の規定により工事の完成を確認したときは、直ちに完成検査結果通知書によりその旨を受注者に通知するものとする。

(工事成績表の作成)

第12条 検査員は、工事検査を行つたときは、市長が定める方法により工事成績採点表及び考査項目別運用表を作成し、技術監理室長に提出しなければならない。

(委託業務の検査職員)

第12条の2 業務検査を行わせるため、検査職員を置く。

- 2 前項の検査職員は、委託業務の発注を担当する課の長又はこれに相当する職位にある者が、所属の職員（当該委託業務の発注等に係る事務を担当する者を除く。）のうちから指名する。

(業務検査への準用)

第13条 第2条、第6条第1項、第7条、第8条及び第11条第1項の規定は、業務検査について準用する。この場合において、これらの規定中「工事検査」とあるのは「業務検査」と、「完成検査」とあるのは「完了検査」と、「工事」とあるのは「委託業務」と、「完成」とあるのは「完了」と、「出来形部分」とあるのは「履行部分」と、「施工状況」とあるのは「履行状況」と、「出来栄え」とあるのは「業務品質」と、「監督員」とあるのは「担当職員」と、「検査員」とあるのは「検査職員」と、「技術監理室長」とあるのは「委託業務の発注を担当する課の長（課内室組織の長を含む。）又はこれに相当する職位にある者」と読み替えるものとする。

付 則

この訓令は、令達の日から施行する。

付 則（昭和54年5月12日訓令第5号）

- 1 この訓令は、令達の日から施行する。
- 2 維持修繕に関する工事並びに測量、建設コンサルタント業務及びボーリング等に関する委託業

務の検査については、なお従前の例による。

付 則（平成18年3月31日訓令第5号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成22年3月31日訓令第1号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成24年3月28日訓令第2号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成25年2月5日訓令第1号）

この訓令は、令達の日から施行する。

付 則（平成25年2月25日訓令第2号抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項及び付則第3項の規定は、同年3月1日から施行する。

付 則（平成26年4月1日訓令第3号）

この訓令は、令達の日から施行する。

付 則（平成26年5月28日訓令第5号）

この訓令は、令達の日から施行する。

付 則（平成27年4月1日訓令第2号）

この訓令は、令達の日から施行する。

付 則（平成28年4月1日訓令第4号）

この訓令は、令達の日から施行する。

付 則（平成31年2月15日訓令第1号）

この訓令は、令達の日から施行する。

付 則（平成31年3月30日訓令第4号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

付 則（平成5年3月3日訓令第1号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。